

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業活動を通じて、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとするステークホルダーの皆様からの期待にお応えし、信頼される企業になることを基本方針とし、経営目標達成のために、正確な情報把握と迅速な意思決定ができる経営組織とし、合わせて牽制機能を有効に発揮させることにより、経営の健全性、公平性、透明性を確保することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
濱中ナット販売株式会社	438,000	4.20
竈 和夫	281,000	2.70
水元 公仁	235,000	2.25
竈 利英	227,000	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	199,000	1.91
竈 圭人	190,000	1.82
吉川 明	178,000	1.71
株式会社池田泉州銀行	170,000	1.63
竈 志摩子	158,000	1.51
従業員持株会	149,790	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

更新

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点で重要な影響を与える特別な事情はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・当社は、内部監査を担当する内部監査室を設置しており、営業、生産、管理の各部門に必要な内部監査を実施しております。監査の結果については取締役および監査役ならびに関係部署に報告されています。また、必要に応じて会計監査人が内部監査室との意見交換を行うなど相互に連携した監査体制が構築されております。

・監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、内部監査室と連携して実地監査等を行っています。また、会計監査人と相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等について報告を受けるなど、定期的に情報の交換を行っています。さらに、執行役員より業務執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 司	弁護士													○
田中 豪	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 司	○	――	弁護士としての専門的見地から、当社業務執行に対する適法性、適正性を確保するための助言・提言を頂戴しております。独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
田中 豪	○	――	公認会計士としての専門的見地から、当社の業務執行に対する適法性、適正性を確保するための助言・提言を頂戴しております。独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

平成13年5月、業績の向上意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、自己株式取得によるストックオプション制度導入を決議し、取締役及び従業員に付与しておりましたが、平成19年6月で権利行使期間が終了しました。
当社は、平成28年6月3日現在において、権利行使可能なストックオプションはございません。
今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し、インセンティブ付与について検討してまいります。現時点では、株主総会にてご承認いただいた役員報酬内で、業績を踏まえ役員報酬を決定することとしております。
なお、役員退職慰労金制度は、平成20年6月に廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬額は以下のとおりであります。
役員報酬の内容(平成28年3月期)
社内取締役(5名) 91,463千円
社内監査役(1名) 12,419千円
社外監査役(2名) 6,089千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、常勤、非常勤、職務の内容、従業員給与との均衡及び会社の業績等を考慮したうえ算定することとしております。

なお、株主総会の決議にもとづく取締役監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役（年間150百万円以内）（平成19年6月7日付第47回定時株主総会決議）

監査役（年間50百万円以内）（平成20年6月10日付第48回定時株主総会決議）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社には、社外取締役はおりません。当社では、取締役の相互牽制と社外監査役を含めた監査役の監査により、客観性が確保された適切な企業統治を実践していると考えております。

当社の社外監査役は2名で、取締役会及び監査役会に出席するほか、業務執行状況の報告を受け、内部監査部門及び会計監査人と連携して取締役の職務の執行状況の監視をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・当社の取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況を監督しており、原則、毎月開催しております。

・当社では、従来の取締役と監査役という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を平成17年6月より導入しております。平成28年6月の株主総会後の経営体制は、取締役5名、執行役員7名（取締役兼任2名を含む）であります。

・取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役及び監査役の退職慰労金については、より透明性・納得性の高い報酬制度を実現するため、平成19年3月に廃止いたしました。

・内部監査につきましては、内部監査室が業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等について、定期・随時の監査活動を行っております。

・当社の会計監査人で太陽有限責任監査法人からは、会計監査を通じて、業務上の改善につながる提案を受けております。なお、第56期（平成28年3月期）の業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行役員 柳 承煥

指定有限責任社員 業務執行役員 荒井 巖

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、提出日現在において取締役5名、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任しております。取締役会は、原則毎月1回または必要に応じて臨時に開催しております。取締役会には取締役並びに監査役が出席し、法令・定款に定められた事項及び規程等に定められた重要事項についての意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監視する機関と位置付け、運営を行っております。

また、当社では、経営における意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能の強化を目指して執行役員制度を導入しております。執行役員が業務を担う体制にすることにより、取締役会は、経営の監視・監督機能の強化を図ることができると考えております。執行役員は、必要に応じ取締役会に出席し業務の執行状況を報告しております。

監査役会は原則月1回開催されており、各監査役は、監査役会が定めた方針に従い、取締役会へ出席して意見を述べるほか、取締役の職務執行を監視しており、各監査役の監査状況等の報告が行われております。

このように当社の現状に即した体制をとることにより、経営の効率化、迅速化ならびに取締役の職務執行の監督及び牽制機能が機能しており、適切なガバナンス体制が確保出来ているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は3月15日であります。また、より開かれた株主総会を目指し、決算期末よりできる限り早い時期の株主総会の開催を心がけております。第56回定時株主総会は、平成28年6月3日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信又は四半期短信、有価証券報告書又は四半期報告書、株式情報、株式メモ、よくあるご質問(Q&A)なども掲載し、投資家の利便性に配慮したIRサイトの運営に努めております。 ホームページ: http://www.supertool.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続可能な発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行うため、コンプライアンス規程に「社会との関係」、「消費者・取引先・競争会社との関係」、「株主・投資家との関係」及び「従業員との関係」の尊重を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス規程」において、お客様はもとより、株主、投資家、お取引先、従業員など、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、社会への説明責任を果たすために、企業及び商品・サービスに関する適正な情報を適時に開示・提供することを定めております。
その他	当社グループの主要事業である金属製品事業については、創業以来一貫して、プロ用作業工具をはじめ特殊専用工具でご愛顧をいただいております。近年では特殊クレーン等のマテハン用機器類に至るまで幅広い品揃えを行ってまいりましたが、この間、地味ながら幅広い産業を支える一翼を担わせていただいた自負のもと、今後も省人、省力、安全、環境整備をコンセプトとして、プロ用工具、機器類の開発により産業社会に貢献したいと考えております。 また、環境関連事業については、平成23年より太陽光発電システム等環境関連商品の販売に注力しており、平成26年3月に2MW、平成27年3月に1MW、平成28年12月に0.25MWの発電所を設置し、電力会社に電力販売を開始しました。これらの事業を当社グループの第二の柱に育ててまいり所存であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決定いたしました。基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたります。
- (2)コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (3)コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理します。
- (2)経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が総括して危機管理にあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化します。
- (2)取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行います。
- (3)取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。
- (4)日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルートに則り業務を遂行することとします。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制としております。
- (2)適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行うこととしております。
- (3)当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制としております。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、管理部門の従業員が必要に応じて監査役を補助することとします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。
- (2)監査役より監査役を補助するすることを受けた場合は、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規則」の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

- (1)内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- (2)重要な会計方針、会計基準及びその変更
- (3)月の経営状況として重要な事項
- (4)業績及び業績見込等重要な開示書類の内容
- (5)重大な法令違反・定款違反
- (6)その他コンプライアンス上重要な事項

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、各業務担当取締役・執行役員に対し、監査上の重要項目についての意見交換を図るための会合の開催を要請できることとします。
- (2)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

2. 整備状況

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名(うち2名は社外監査役)で監査役会を構成しております。取締役会は、取締役5名で構成され、社外取締役は選任しておりません。平成17年6月より執行役員制度を導入しており、現在7名(取締役兼任2名含む)となっております。

・取締役会

当社の取締役会は、原則として月1回及びその他必要に応じて臨時に開催し、定款ならびに取締役会規定に定められた重要事項の決定及び経営計画の進捗状況の検討等を行い、執行役員等の業務執行状況を監督しております。

・執行役員

経営の意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。取締役会を「経営の基本的な方針と戦略の決定、業務執行の監督機関」と位置づけ、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任にあたっております。

・監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要文書の閲覧、ヒアリング等の方法により取締役及び執行役員の業務執行の妥当性、効率性等を検証しております。なお、当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

3. コンプライアンス体制の整備

全管理職に対し、社長を含む取締役、常勤監査役が出席し、経営方針の確認、現状課題の確認等、共通認識を持つ機会を設けており、このなかでコンプライアンスについても全従業員に徹底すべく意識の向上を図っております。また、コンプライアンス・リスク委員会を設け、法令遵守及びリスク管理について強化を図っております。

4. 情報管理体制

取締役または使用人の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理については、文書管理規程に従って処理しており必要の都度閲覧することができる体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況

総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。

(5) 研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

